

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令
 ○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（附則第三項関係）

新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">政 令 (略)</td> <td> 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和三年政令第七十五号） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事 務 (略)</td> <td> この政令の規定及びこの政令の規定により準用し、又は読み替えて適用する公職選挙法施行令の規定により、都道府県の議会又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務 </td> </tr> </table>	政 令 (略)	特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和三年政令第七十五号）	事 務 (略)	この政令の規定及びこの政令の規定により準用し、又は読み替えて適用する公職選挙法施行令の規定により、都道府県の議会又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務
政 令 (略)	特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和三年政令第七十五号）				
事 務 (略)	この政令の規定及びこの政令の規定により準用し、又は読み替えて適用する公職選挙法施行令の規定により、都道府県の議会又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務				
改 正 前	<p>別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">政 令 (略)</td> <td> 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和三年政令第七十五号） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事 務 (略)</td> <td> この政令の規定及びこの政令の規定により準用し、又は読み替えて適用する公職選挙法施行令の規定により、衆議院議員又は参議院議員の選挙に関し、都道府県又は市町村が処理することとされている事務 </td> </tr> </table>	政 令 (略)	特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和三年政令第七十五号）	事 務 (略)	この政令の規定及びこの政令の規定により準用し、又は読み替えて適用する公職選挙法施行令の規定により、衆議院議員又は参議院議員の選挙に関し、都道府県又は市町村が処理することとされている事務
政 令 (略)	特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和三年政令第七十五号）				
事 務 (略)	この政令の規定及びこの政令の規定により準用し、又は読み替えて適用する公職選挙法施行令の規定により、衆議院議員又は参議院議員の選挙に関し、都道府県又は市町村が処理することとされている事務				
	<p>別表第二 第二号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">政 令 (略)</td> <td> 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和三年政令第七十五号） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事 務 (略)</td> <td> この政令の規定及びこの政令の規定により準用し、又は読み替えて適用する公職選挙法施行令の規定により、都道府県の議会又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務 </td> </tr> </table>	政 令 (略)	特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和三年政令第七十五号）	事 務 (略)	この政令の規定及びこの政令の規定により準用し、又は読み替えて適用する公職選挙法施行令の規定により、都道府県の議会又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務
政 令 (略)	特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和三年政令第七十五号）				
事 務 (略)	この政令の規定及びこの政令の規定により準用し、又は読み替えて適用する公職選挙法施行令の規定により、都道府県の議会又は長の選挙に関し、市町村が処理することとされている事務				